

事務連絡
令和3年8月31日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅行業法施行規則の一部改正について

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うこと等を可能とする見直しが行われたところです。

これを踏まえ、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の第十号及び第十一号様式中、旅行業者又は旅行業者代理業者の代表者氏名欄における「印」を削る改正を行いましたので、周知いたします。

なお、今回の改正による旅行業法関連手続への影響はありません。